



手づくりハザードマップ、大雨行動訓練で、水害に備えよう！

あなたのまちで、水害に備える取組みをしてみませんか？

お住まいの地域に水害が襲ってきたら、どれほどの危険があるでしょう？

自宅に留まることは正しい行動でしょうか？ 避難所には、いつ逃げればいいのか？

愛知県では、地域住民の皆様方が、水害に対して日ごろから備えるために、地域の有志の皆さまで地域独自の浸水地図（手づくりハザードマップ）を作成することや、その地図を活用して地域の水害特性を勉強する訓練（大雨行動訓練）を実施することを、日ごろから防災に取り組んでいるNPO法人の協力を得て、「みずから守るプログラム地域協働事業」として支援します。

是非、本事業を活用して水害に強い地域づくり、地域の防災力の向上にお役立てください。詳しくは裏面の窓口へお尋ねください。



水害に備える2つの取組み

まずは、手づくりハザードマップ

1回2日
5時間！



手引きがあります。
作図・印刷を支援！

次は、大雨行動訓練

1回1日
3時間！



手引きがあります。
講師を派遣！

- 町内会や自主防災会といったお住まいのまちで、市町村の発行する「洪水ハザードマップ」をもとにした“早い段階の浸水地図”を作成します。
- 浸水しやすい場所（青色）、危険な場所（赤色）、安全な場所（緑色）の3色の情報を記入することで、地域独自の水害地図が作成できます。
- 地図は2日間、合計5時間で作れます。

- 手づくりハザードマップを手に、お住まいのまちを歩いて、地域の水害特性を学びます。
- 最初に1時間勉強会を開催し、過去の水害事例といった教材などにより、お住まいの地域のから防災情報の意味が学べます。
- 訓練は1日間、合計3時間で行えます。

◆ あなたのまちの地図づくりや、訓練を、県が支援します。

- ① 防災NPO法人に支援を要請すれば、契約などの事務、ファシリテータ（講師）の派遣、教材の提供や、地図の作成・印刷など、幅広い支援が得られます。
- ② 市町村から、洪水ハザードマップなど、お住まいの地域の水害についての説明が受けられます。

◆ 実施団体の条件

- ① 愛知県内の次の市町村に属する自治会や自主防災会等、自発的な意思により地域の防災活動を行う団体で、地元市町村に在住している代表者及び会員により構成されている団体であること。

◆ 実施できる市町村

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町（平成27年3月13日現在）

◆ その他の注意事項

- ① 防災NPO法人に支援を要請する場合、補助の全額は同法人に支払われます。
- ② 県、市町村、NPO法人から参加者に報酬（謝礼金、物品等）の提供はありません。町内会等の行事として、会場、文房具、飲み物等は、ご負担いただく必要があります。



※平成22年に開催された内閣府・文部科学省後援のe防災マップコンテストで、一宮市五日市場町内会の地図が最優秀賞に輝きました。

■みずから守るプログラム地域協働事業の実施要領 フォローチャート（手続きの流れ）



- ① 地域住民団体等
自主防災会などの任意団体が独自に実施するのか、防災NPO法人に協力を要請するのかを、地域の状況を踏まえ決定します。
- ② 地域住民団体等 ⇒ 防災NPO法人
防災NPO法人の協力を希望する地域住民団体等は、県に登録された防災NPO法人から任意に選択し、協力を要請します。
- ③ 実施団体 ⇒ 地元市町村の窓口
地域住民団体等、または要請を受けたNPO法人(以下「実施団体」という)は、事業実施申込書を地元市町村の窓口に応じます。
- ④ 地元市町村 ⇒ 県建設事務所長
市町村は、申込書を県建設事務所長に送付します。所長は、実施地区の選定を行います。
- ⑤ 実施団体 ⇔ 地元市町村長 ⇔ 県建設事務所長
実施団体、地元市町村長、所長は、事業実施に先立ち、互いの役割等を確認するために協定書を締結します。
- ⑥ 実施団体 ⇔ 県建設事務所長
実施団体と県建設事務所長とで、委託契約を行います。
- ⑦ 実施団体(地域住民団体等または防災NPO法人)
実施団体は、県・市町村の支援を受けて地域協働事業(手づくりハザードマップ作成支援事業、大雨行動訓練実施支援事業)を実施します。
- ⑧ 実施団体 ⇒ 県建設事務所長
実施団体は、県建設事務所長に、事業完了報告書を提出します。
- ⑨ 県建設事務所長 ⇒ 実施団体
県建設事務所長は検査を行い、実施団体に事業完了認定書を通知します。
- ⑩ 実施団体 ⇒ 県建設事務所長
検査に合格した実施団体は、請求書を県建設事務所長に提出します。
- ⑪ 県建設事務所長 ⇒ 実施団体 (⇒防災NPO法人)
県建設事務所長は、実施団体に委託料を支払います。

■お問い合わせ窓口

まずは気軽にご相談ください。

○お住まいの市町村の防災担当窓口、もしくは次の県担当部署にご連絡ください。

整理番号	機関名	連絡先(代)
1	尾張建設事務所 河川整備課 事業第一グループ	052-961-4440
2	一宮建設事務所 河川整備課 事業第一グループ	0586-72-1434
3	海部建設事務所 河川整備課 流域対策グループ	0567-24-2084
4	知多建設事務所 維持管理課 管理グループ	0569-21-9075
5	西三河建設事務所 維持管理課 維持・修繕グループ	0564-27-2785
6	知立建設事務所 河川整備課 事業・総合治水対策G	0566-82-6489
7	豊田加茂建設事務所 河川整備課 事業第二グループ	0565-35-9325
8	新城設楽建設事務所 河川整備課 事業管理グループ	0536-23-8695
9	東三河建設事務所 河川港湾整備課 事業第一G	0532-52-1386
10	愛知県建設部河川課 企画グループ(総括)	052-954-6553

